## 概要

審査請求人(以下「請求人」という。)が、労働者として石綿にばく露したと認められる 期間があるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

### 要旨

# 1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和〇年から約25年間、塗装工として従事し、作業の際、断熱、防音用に使用されていた石綿シートや石綿糸の切断片にばく露し、悪性胸膜中皮腫(以下「本件疾病」という。)を発症したとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に対し、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、労働者として石綿にばく露したと認められる期間がないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

#### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。 石綿ばく露作業を行った期間における労働者性は明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- ① 請求人の年金加入記録では、請求人が最終ばく露事業場と主張する会社での就業期間中は、国民年金に加入していた。また、会社は厚生年金の加入事業場であったが、請求人の厚生年金の加入記録が無いことも判明した。
- ② 請求人と面識のある会社の元役員は、自身が入社した当時、請求人は、構内下請の外注 先の事業主であり、時々顔を出す程度であり、従業員を会社に派遣していた、と申述している。
- ③ 請求人が会社で仕事をしていたとする当時の従業員で、現在も生存している者は確認出来ず、会社で雇用されていたことを証明する資料等も残存していない。
- ④ 以上から、厚生年金の加入した履歴がないことは著しく不自然であり、元役員が虚偽の 供述を行う必要性も認められないことから、請求人が構内下請であった信憑性は高いもの と判断した。

以上の①から④から、労働者として石綿ばく露はなかったものとして、不支給決定とした。

#### 4 審査官の判断

- ① 監督署長の決定後、請求人より塗装工程を請け負う会社の労働者として、塗装作業を行っていたとの申立書が提出された。また、塗装会社の関係者が、請求人が働くようになった経緯、時期等、請求人の申述を肯定する証言をしている。なお、当時の労働者の大半が死亡、行方不明となっているため確認ができなかったが、近隣住民から、当時、請求人が労働者であったことの証明が得られた。
- ② 以上から、請求人は、金属の焼き付け塗装を業とする塗装店で働く労働者であると認めて差し支えないと判断した。

- ③ 請求人に発症した本件疾病について、地方労災医員は「画像的には石綿ばく露の確実な医証を欠いているが、中皮腫の診断は確実であり、労災上業務に関連したものと認めるのが妥当である。」と意見している。
- ④ 請求人は、石綿ばく露作業への労働者としての従事期間が1年以上あり、医証等から「本件疾病」との確定診断がなされているため、請求人に発症した疾病は「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」と認められる。

したがって、本件については、労働者として石綿にばく露したと認められる期間がない として、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当では なく、取り消されるべきである。